

保険料賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

1 賦課限度額について

保険給付は、納めた保険料の多寡にかかわらず、誰もが同じ内容の給付を受けることとなっている。受益と負担の関係から、被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、保険料にはその上限である賦課限度額が設定されている。

2 低所得者に係る軽減判定所得について

低所得者の負担軽減措置として、所得に応じて均等割保険料を7割・5割・2割軽減することとなっている。

3 改正の内容

令和5年12月に「令和6年度税制改正大綱」が決定され、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得を引き上げることとなった。（国民健康保険料についても、同様の改正が行われる予定。）改正内容は以下のとおりである。

(1) 賦課限度額

	現行	改正案
基礎賦課額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等賦課額	<u>22万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金賦課額	17万円	17万円

(2) 低所得者に係る軽減判定所得

軽減割合		軽減判定基準
7割	現行	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
	改正案	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
5割	現行	43万円+被保険者数× <u>29万円</u> +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
	改正案	43万円+被保険者数× <u>29.5万円</u> +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
2割	現行	43万円+被保険者数× <u>53.5万円</u> +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯
	改正案	43万円+被保険者数× <u>54.5万円</u> +10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯

4 改正による影響世帯数等

(1) 賦課限度額改正による影響世帯数及び影響額

世帯数（世帯）	302
影響額（円）	5,624,600

※令和5年12月28日現在の被保険者情報をもとに試算

(2) 軽減判定所得改正による影響世帯数及び影響額

軽減割合 改正内容	影響世帯・額	計
2割→5割	世帯数(世帯)	53
	影響額(円)	△1,100,800
なし→2割	世帯数(世帯)	40
	影響額(円)	△588,800
合計	世帯数(世帯)	93
	影響額(円)	△1,689,600

※令和5年12月28日現在の被保険者情報をもとに試算

5 施行期日

令和6年4月1日(令和6年度分の保険料から適用)